

ニセコ町景観条例等の一部を改正する条例（案）の縦覧等結果の公表

「ニセコ町景観条例」を改正するため、ニセコ町まちづくり基本条例第54条第3項の規定に基づき、意見を求めた件について、同条第3項の規定により、条例案の縦覧結果について、次のとおり公表する。

令和6年8月23日

ニセコ町長 片山 健也

記

- 1 改正する条例名
ニセコ町景観条例（平成16年ニセコ町条例第14号）
- 2 縦覧及び意見受付期間
令和6年8月9日から8月22日まで
- 3 提出された意見の概要等
別紙のとおり

※本公表に関するお問合せ先

ニセコ町都市建設課都市計画係（担当：係長 大野 百恵）
〒048-1595 北海道ニセコ町富士見55番地
電話：0136-44-2121 FAX：0136-44-3500
Eメール：toshikei@town.niseko.lg.jp
開庁時間：8時30分～17時15分